

水道の基盤の強化に向けた連携協定書

大阪市（以下「甲」という。） 堺市（以下「乙」という。）及び大阪広域水道企業団（以下「丙」という。）は、水道法（昭和32年法律第177号）第2条の2第4項の規定、水道の基盤を強化するための基本的な方針（令和元年9月厚生労働省告示第135号）及び府域一水道に向けた水道のあり方に関する検討報告書（令和2年3月）を踏まえ、相互に協力して広域的な連携を推進することで、それぞれの水道の基盤の強化に資するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が水道事業及び水道用水供給事業に係る広域的な連携を強化し、相互補完による相乗効果を最大限発揮させることで、それぞれの事業運営の円滑化と水道の基盤の強化を図ることを目的とする。

（連携の内容及び範囲）

第2条 甲、乙及び丙は、本協定の目的を達成するため、次の事項について連携し、及び協力する。

- (1) 水道施設の最適配置に関すること。
- (2) 浄水技術及び水質管理に関すること。
- (3) 水道事業の技術向上及び業務改善に関すること。
- (4) その他本協定の目的に沿うこと。

2 甲、乙及び丙は、前項の事項について協議を行い、必要と判断された場合は、連携の具体的内容、期間、方法、費用負担等について、別途、契約、協定等を締結する。

3 本協定は、甲、乙又は丙が本協定の相手方以外と契約、協定等を別途締結することを妨げるものではないものとし、本協定に基づく業務は、甲、乙又は丙のそれぞれの対外活動等を制約するものではないものとする。

（情報開示）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定に基づき相手方から開示を受け、又は知り得た情報について、相手方の事前の承諾なく第三者に開示し、若しくは漏洩し、又は本協定の目的以外の目的のために利用してはならない。ただし、法令により開示を求められたものはこの限りでない。

（事務局）

第4条 本協定に基づく連携協議の事務局は、甲にあっては総務部経営改革課事業推進担当、乙にあっては経営企画室、丙にあっては経営管理部広域連携課とする。ただし、以後に部署名の変更等があった場合は、実質的に業務を承継している部署を事務局とする。

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の前月末日までに、甲、乙又は丙のいずれかから協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、以後も同様とする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定の実施に関して必要な事項については、甲乙丙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年3月30日

甲 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
大阪市
大阪市水道事業管理者 河 谷 幸 生

乙 堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2
堺 市
堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

丙 大阪府中央区谷町2丁目3番12号
大阪広域水道企業団
企業長 永 藤 英 機